

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年11月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第53号

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

京都市印鑑条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号ア中「氏名」の右に「, 旧氏（住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名」を, 「, 氏」の右に「, 旧氏」を, 「及び名」の右に「若しくは旧氏及び名」を加え, 同号イ中「第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に改める。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式2, 第4号様式備考以外の部分及び第5号様式備考以外の部分中「外国人住民」を「住民票に記録されている旧氏又は外国人住民」に, 「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 令和元年11月5日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は, 市長が認めるものに限り, 当分の間, これを使用することができる。

3 この規則による改正前の京都市印鑑条例施行規則の規定により交付された印鑑登録証明書は, この規則による改正後の京都市印鑑条例施行規則の規定により交付された印鑑登録証明書とみなす。

(文化市民局地域自治推進室)